

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例施行規則

（許可の申請）

第一条 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号。以下「条例」という。）第三条の許可を受けようとする者（条例第六条の協議をしようとする者を含む。）は、様式第一号の雨水流出増加行為許可申請書（条例第六条の協議をしようとする者にあつては、雨水流出増加行為協議書）を知事に提出しなければならない。

（許可を要しない雨水流出増加行為）

第二条 条例第三条ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道をいう。以下同じ。）の設置に係る行為

- 二 河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理施設をいう。以下同じ。）の設置に係る行為

- 三 高規格堤防特別区域（河川法第六条第二項に規定する高規格堤防特別区域をいう。以下同じ。）を除く河川区域（同条第一項に規定する河川区域をいう。以下同じ。）で行う行為

四 雨水流出増加行為をする土地のすべてが宅地等（宅地、池沼、水路、ため池、舗装された土地（コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地をいう。）及び鉄道線路をいう。以下同じ。）である土地で行う行為

- 五 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

（許可を要する雨水流出増加行為）

第三条 条例第三条第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の設置に係る行為
- 二 道路管理者による道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）に接する自動車駐車場（以下「自動車駐車場」という。）の設置に係る行為

（許可申請書の添付書類）

第四条 条例第四条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

2 前項の計画説明書は、同項の工事の計画の方針、行為区域（対策工事に係る雨

水流出抑制施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水流出抑制施設の計画を記載したものでなければならない。

- 3 第一項の計画図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならぬ。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形、行為区域の境界並びに土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	行為区域の境界並びに土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積	二千五百分の一以上	
排水施設設計図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	二千五百分の一以上	
画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	二千五百分の一以上	
対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域	二千五百分の一以上	
対策工事の計画図	雨水流出抑制施設の構造の詳細	五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（許可申請書の記載事項）

第五条 条例第四条第一項第四号の規則で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

（許可申請書の添付図書）

第六条 条例第四条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

一 行為区域位置図

二 行為区域図

三 対策工事の計画が次条に規定する技術的基準に適合することを証する書類

2 前項第一号に掲げる行為区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、行為区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる行為区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、行為区域の区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（許可の技術的基準）

第七条 条例第五条第一項の規則で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 1 別表第一により算定した雨水流出抑制施設の容量以上の雨水流出抑制施設を設置すること。
- 2 前号の規定による雨水流出抑制施設と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるものを設置すること。

（軽微な変更）

第八条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第四条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

（変更の許可の申請）

第九条 条例第七条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 雨水流し出し増加行為の許可の許可番号

2 条例第七条第二項の申請書の様式は、様式第二号のとおりとする。

（工事完了等の届出）

第十条 条例第八条第一項の規定による雨水流出増加行為に関する工事の完了の届出は、様式第三号の雨水流出増加行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2 条例第八条第一項の規定による雨水流出増加行為に関する工事の廃止の届出は、様式第四号の雨水流出増加行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

（雨水流出抑制施設の告示）

第十一条 条例第八条第三項の規定による告示は、雨水流出増加行為の許可の許可番号、雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域（建築物等に雨水流出抑制施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域）並びに当該雨水流出抑制施設の容量を明示して、埼玉県報に登載して行うものとする。

(湛水想定区域の公表)

第十二条　条例第十条第三項の規定による公表は、指定の区域及び湛水した場合に想定される水深を表示した図面を知事の指定する場所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(届出を要しない盛土行為)

第十三条　条例第十二条第一項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一　下水道の設置に係る行為
- 二　高規格堤防（河川法第六条第二項で規定する高規格堤防をいう。）を除く河川管理施設の設置に係る行為
- 三　高規格堤防特別区域を除く河川区域で行う行為
- 四　仮設の建築物等の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

(届出を要する盛土行為)

第十四条　条例第十二条第一項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一　都市公園の設置に係る行為
- 二　自動車駐車場の設置に係る行為
- 三　高規格堤防（高規格堤防特別区域として指定する部分に限る。）の設置に係る行為

(盛土行為の届出書の提出)

第十五条　条例第十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第五号の盛土行為届出書を知事に提出しなければならない。

- 2　条例第十二条第二項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。
- 3　前項の計画説明書は、同項の工事の計画の方針、盛土行為をする土地の区域（対策工事に係る雨水流出抑制施設の集水区域が当該盛土行為をする土地の区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水流出抑制施設の計画を記載したものでなければならない。
- 4　第二項の計画図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形、盛土行為をする土地の区域の境界並びに土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積 地の区域の境界並びに土地利用形態及び当該土地の境界並びに土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積 の面積	二千五百分の一以上 二千五百分の一以上 二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。

(盛土行為の届出書の記載事項)

第十六条 条例第十二条第二項第四号の規則で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(盛土行為の届出書の添付図書)

第十七条 条例第十二条第三項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 盛土行為をする土地の区域位置図
- 二 盛土行為をする土地の区域区域図

三 対策工事の計画が第二十一条に規定する技術的基準に適合することを証する

書類

2 前項第一号に掲げる盛土行為をする土地の区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、盛土行為をする土地の区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる盛土行為をする土地の区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、盛土行為をする土地の区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の

境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

（軽微な変更）

第十八条 条例第十三条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第十二条第二項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

（盛土行為の変更の届出）

第十九条 条例第十三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

2 条例第十三条第二項の届出書の様式は、様式第六号のとおりとする。
(工事完了等の届出)

第二十条 条例第十四条の規定による盛土行為に関する工事の完了の届出は、様式第七号の盛土行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2 条例第十四条の規定による盛土行為に関する工事の廃止の届出は、様式第八号の盛土行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

（盛土行為の届出の技術的基準）

第二十一条 条例第十五条第一項の規則で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 別表第二により算定した雨水流出抑制施設の容量以上の雨水流出抑制施設を設置すること。

二 前号の規定による雨水流出抑制施設と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるものを設置すること。

（標識の設置）

第二十二条 条例第十六条の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 雨水流増加行為の許可の許可番号
- 二 雨水流抑制施設の容量等及び構造の概要
- 三 雨水流抑制施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
(届出を要しない雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第二十三条 条例第十八条第一項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 雨水流抑制施設の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物等の建築その他の雨水流出抑制施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水流出

抑制施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

（雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為）

第二十四条　条例第十八条第一項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一　雨水流出抑制施設の敷地である土地（雨水流出抑制施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
- 二　雨水流出抑制施設を損傷する行為
- 三　雨水流出抑制施設の雨水の流入口又は出口の形状を変更する行為
(雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出)

第二十五条　条例第十八条第一項各号に掲げる行為の設計又は施工方法は、計画図により定めなければならない。ただし、保全工事（同項各号に掲げる行為の対象となる雨水流出抑制施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下同じ。）を行おうとする者以外の者にあっては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

2　前項の計画図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならぬい。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
雨水流出抑制施設の位置及び集水区域	雨水流出抑制施設の位置の二千五百分の一以上		
雨水流出抑制施設の現状	雨水流出抑制施設の形の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	
雨水流出抑制施設の構成の詳細	雨水流出抑制施設の構成の一以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。	
雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の記載事項	雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の記載事項	当該行為により設置される施設の形状	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
計画図	計画図	当該行為により設置される施設の構造の詳細	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
保全工事の構造の詳細	保全工事に係る施設の形状	五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
保全工事に係る施設の構造の詳細	保全工事に係る施設の構造の詳細	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
以上	以上	五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（雨水流出抑制施設の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項）

第二十六条　条例第十八条第二項の規則で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水流出抑制施設に係る雨水流出増加行為の許可の許可番号及び当該雨水流出抑制施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施工方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

2　条例第十八条第二項の届出書の様式は、様式第九号のとおりとする。
(身分証明書)

第二十七条　条例第二十条第二項の身分を示す証明書は、様式第十号のとおりとする。

1　この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第十二条の規定は、同年六月一日から施行する。

2　条例附則第二項の規則で定める許可等は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第六条の二第一項の規定による確認、森林法（昭和二

十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による許可とする。